

災害対策本部設置・運営マニュアル(地震版)

1 注意体制時の対応

- 震度4の地震が発生したとき
- 震度3以下の地震が発生し、小規模な被害が発生したとき

・「専務理事等」が被害の情報収集を行い、被害が発生していることが判明しているときは、「正副理事長」に連絡する。

・また、被害状況により、「災害警戒本部」の設置に備える。

※「被害情報の収集方法」

⇒報道機関からの情報、組合員からの通報、上下水道局等からの情報

2 警戒体制

- 震度5弱の地震が発生したとき
- 注意体制において相当の被害を把握し、「理事長」が必要と認めるとき
- 大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたとき、または、東海地震予知情報の発表があったとき

◆「災害警戒本部」の構成：正副理事長、専務理事、事務局(総務課)

・上記の基準により直ちに「災害警戒本部」の設置体制を整え、「災害対策本部設置」に備える。

・市域における災害発生危険が解消したと認めたときは、「災害警戒本部」を解散する。

3 非常体制(災害対策本部)

- 震度6弱以上の地震が発生したとき
- 警戒体制において相当の被害を把握し、「理事長」が必要と認めるとき

◆「災害対策本部」の構成：

正副理事長、各理事、専務理事、事務局(事業課長・総務課)

・上記の基準により直ちに「災害対策本部」の設置体制を整え、震度等に応じた「応援・応急体制」を招集、人員と資機材を整え、行政等からの指示に備える。

災害対策本部設置・運営マニュアル(風水害版)

1 注意体制時の対応

- 台風接近時や集中豪雨等の気象警報その他災害に関する情報が発せられ、小規模な被害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき

- ・専務理事等が被害の情報収集を行い、被害が発生していることが判明しているときは、「正副理事長」に連絡する。

- ・また、被害状況により、「災害警戒本部」の設置に備える。

※「被害情報の収集方法」

⇒報道機関からの情報、組合員からの通報、上下水道局等からの情報

2 警戒体制

- 土砂災害警戒情報または水防警報が発表になったとき
- 注意体制において相当の被害を把握し、「理事長」が必要と認めるとき
- 気象情報その他災害に関する情報が発せられ、中規模な災害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき

◆「災害警戒本部」の構成：正副理事長、専務理事、事務局(総務課)

- ・上記の基準により直ちに「災害警戒本部」の設置体制を整え、「災害対策本部設置」に備える。

- ・市域における災害発生の危険が解消したと認めたときは、「災害警戒本部」を解散する。

3 非常体制(災害対策本部)

- 洪水予防が発表になったとき
- 気象情報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生したとき、または、発生するおそれがあるとき
- 警戒体制において相当の被害を把握し、「理事長」が必要と認めるとき

◆「災害対策本部」の構成：

正副理事長、各理事、専務理事、事務局(事業課長・総務課)

- ・上記の基準により直ちに「災害対策本部」の設置体制を整え、災害等に応じた「応援・応急体制」を招集、人員と資機材を整え、行政等からの指示に備える。